

# 建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。  
 なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。  
 (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し  
 (2) 許可車両番号  
 (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。  
 なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文章等により通知しなければならない。  
 2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。  
 2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)  
 3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。  
 2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。  
 3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。  
 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。  
 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
 2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。  
 3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。  
 4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。  
 本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。  
 (なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)		2号文書(処分用)	
1万円未満	非課税	1万円未満	非課税
10万円以下	200円	100万円以下	200円
50万円以下	400円	200万円以下	400円
100万円以下	1,000円	300万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円	500万円以下	2,000円
1,000万円以下	10,000円	5,000万円以下	20,000円
5億円以下	60,000円	1億円以下	60,000円
10億円以下	100,000円	5億円以下	100,000円
			(平成12年7月現在)

処分の処理委託契約(排出事業者と収集運搬会社が違う場合)

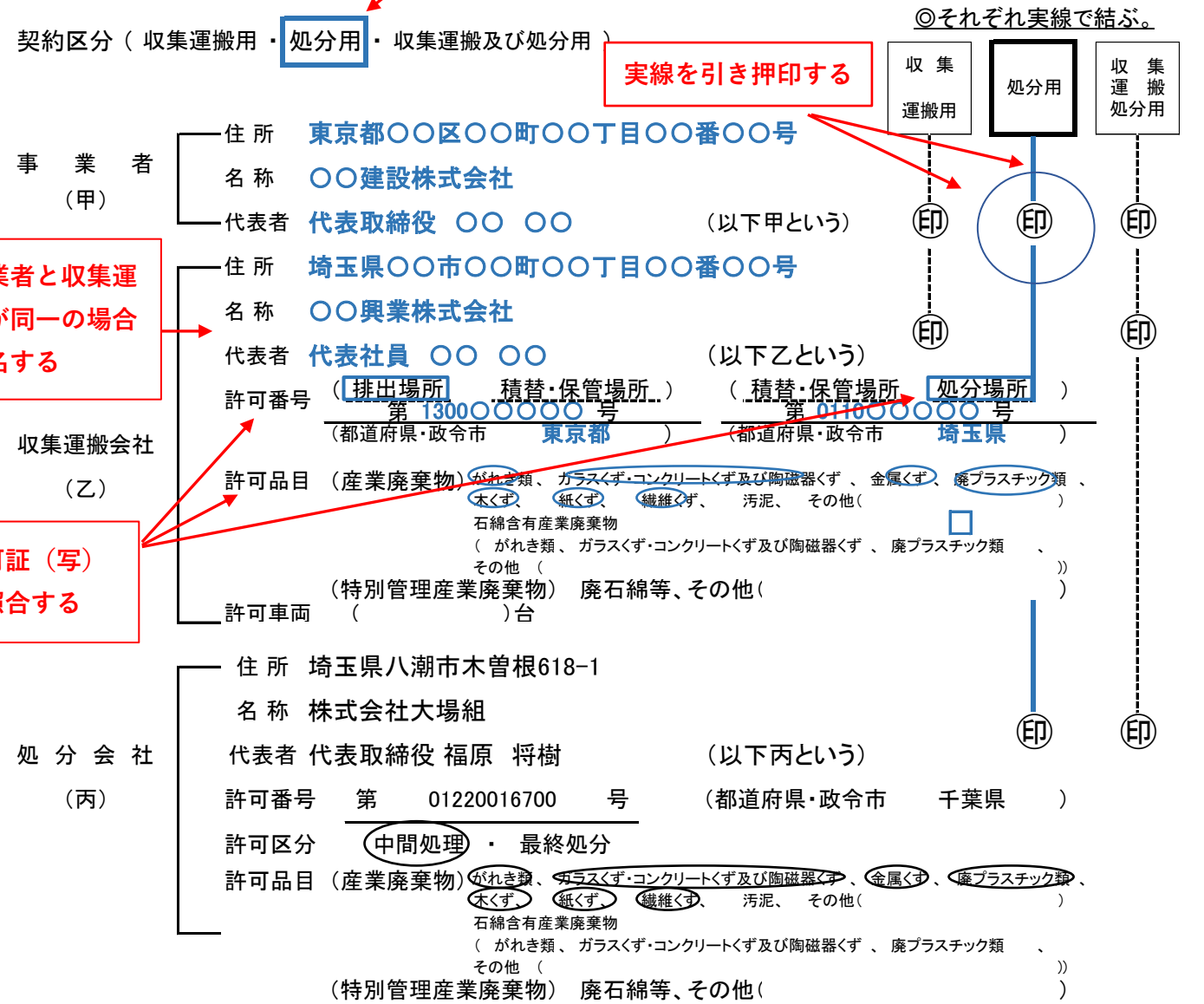
年 月 日

## 建設廃棄物処理委託契約書

【記入例】

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。



甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。  
 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。  
 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。  
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。  
 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。  
 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により、丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。  
 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。  
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

- 1 工事名 **〇〇区 △△ 〇〇様邸解体工事**
- 2 排出場所 **東京都〇〇区 △△ 〇-〇〇-〇**
- 3 委託期間 **〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで**
- 4 積替・保管施設経由の有無 (有・**無**)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( )
保管上限	石綿含有産業廃棄物( がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( ))
	許可番号

b) 積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類

c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (C)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら				破碎	314.4 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
アスファルト・ コンクリートがら				破碎	314.4 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
その他がれき類 ( )		〇〇〇 円/m <sup>3</sup>	〇〇 m <sup>3</sup>	破碎	314.4 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず				破碎	453.6 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
廃プラスチック類		〇〇〇 円/m <sup>3</sup>	〇〇 m <sup>3</sup>	圧縮	13.6 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
金属くず				破碎	33.8 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
紙くず				圧縮	25.2 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
木くず				破碎	64.1 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
繊維くず				圧縮	13.6 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
廃石膏ボード				破碎	453.6 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
建設汚泥						
混合 廃棄物	安定型 品目のみ	〇〇〇 円/m <sup>3</sup>	〇〇 m <sup>3</sup>	破碎・圧縮	815.4 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
	管理型 品目含む			破碎・圧縮	918.3 t/日	野田中間処理施設 野田市目吹467-1
石綿 含有 産業 廃棄物	がれき類					
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず					
	廃プラスチック類					
その他						
その他		2				
特管 産廃	廃石綿等					
	その他					
合計予定数量			〇〇 m <sup>3</sup>	必要な情報(性状及び荷姿など)		
合計予定金額	収集運搬 (a) × (c) 円	処分 (b) × (c) 円				
事前協議の要否	要・ <b>否</b>					

予定数量をご記入ください  
(弊社おまかせ数量もございます)

合計数量をご記入ください

〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
01220016700	丙の施設		「委託業務の内容」記載の通り	
再生品目	金属くず	廃プラスチック類	廃プラスチック類	
売却先等	(株)大場組	(株)ジャパン・エコ・リサイクル	(有)大宇産業	
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
廃プラスチック類	02221000340	(株)リサイクルクリーン	静岡県袋井市村松字神子ヶ谷1553-9	固形燃料化	172.8 t/日	固形燃料
廃プラスチック類	02221102125	(株)レックス	静岡県駿東郡長泉町南一色632-10	固形燃料化	208 t/日	固形燃料
廃プラスチック類	02221041547	(株)エコネ	静岡県富士宮市山宮字棚坂3507-25	固形燃料化	96 t/日	固形燃料
廃プラスチック類・紙くず	05620104110	(株)ゲン	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17-3	固形燃料化	284.4 t/日	固形燃料
がれき・がら陶	01120007368	石坂産業(株)	埼玉県入間郡三芳町上富緑1589-2	破碎	695.73 t/日	再生・製品
がれき・がら陶	00920131590	(株)藤坂	栃木県佐野市荳川町603-1	破碎	2,640 t/日	再生・製品
木くず	00821084550	(有)イーベック牛久	茨城県牛久市正直町守山1375	破碎	200 t/日	チップ材
廃石膏ボード	01220058127	(株)コート	千葉県袖ヶ浦市南袖44	破碎・圧縮	1,200 t/日	再生・原料
廃石膏ボード	01220169608	(株)ヤマ・チヨダ・ジブサム	千葉県袖ヶ浦市南袖10の一部	破碎	300 t/日	再生・原料
廃置	00821176788	(株)興農舎RE	茨城県稲敷市犬塚509-6	切断	21 t/日	再生・製品

III. 丙からの最終処分(委託)先 安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型混合	04030102114	(株)FDS	福岡県嘉麻市熊ヶ畑字井手ノ本2077-1 外7筆	安管遮	1,393,646 m <sup>3</sup>	福岡県
管理型混合	08542006802	(株)富山環境整備	富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆	安管遮	8,973,520 m <sup>3</sup>	富山市
管理型混合	12930169633	(株)まつえ環境の森	島根県松江市新庄町1200	安管遮	770,964 m <sup>3</sup>	松江市
				安管遮		
				安管遮		
				安管遮		
				安管遮		
				安管遮		
				安管遮		
				安管遮		

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中終	プラ・木・紙・繊維	0621181963	(株)クリーンパワー山形	山形県東村山郡中山町土橋鬼ヶ沢1471-290	焼却	95 t/日	燃え殻
中終	燃え殻	05440052901	仙台環境開発(株)	宮城県仙台市青葉区羊沢字青野木457-1 外37筆	管理型	2,295,557 m <sup>3</sup>	
中終	プラ・木・紙・繊維	01220007240	(株)アージュ	千葉県白井市折立32-8	焼却	46.8 t/日	燃え殻
中終	燃え殻	05520114834	(株)日甲	千葉県千葉市中央区浜野町1025-208 他3筆	固形化	240 m <sup>3</sup> /日	再生・製品
中終	プラ・木・紙・繊維	01524003263	三島谷興産(株)	新潟県長岡市大積三島谷町字石原坂1247	焼却	90 t/日	燃え殻
中終	燃え殻	01544008557	中越環境開発(株)	新潟県柏崎市大字東長鳥字泥赤地内	管理型	1,302,640 m <sup>3</sup>	
中終							
中終							
中終							
中終							
中終							
中終							
中終							

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

\*: 収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。



# 建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。  
 なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。  
 (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し  
 (2) 許可車両番号  
 (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。  
 なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文章等により通知しなければならない。  
 2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。  
 2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)  
 3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。  
 2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。  
 3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。  
 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。  
 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
 2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。  
 3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。  
 4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。  
 本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。  
 (なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)		2号文書(処分用)	
1万円未満	非課税	1万円未満	非課税
10万円以下	200円	100万円以下	200円
50万円以下	400円	200万円以下	400円
100万円以下	1,000円	300万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円	500万円以下	2,000円
			(平成12年7月現在)



※印紙税額は裏面参照

# 建設廃棄物処理委託契約書

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分 ( 収集運搬用 ・ **処分用** ・ 収集運搬及び処分用 )

事業者 (甲)

住所 名称 代表者 (以下甲という)

住所 名称 代表者 (以下乙という)

許可番号 (排出場所 積替・保管場所) (積替・保管場所 処分場所)

収集運搬会社 (乙)

住所 埼玉県八潮市木曽根618-1

名称 株式会社大場組

代表者 代表取締役 福原 将樹 (以下丙という)

許可番号 第 01220016700 号 (都道府県・政令市 千葉県)

許可区分 (中間処理) ・ 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他))台

処分会社 (丙)

住所 埼玉県八潮市木曽根618-1

名称 株式会社大場組

代表者 代表取締役 福原 将樹 (以下丙という)

許可番号 第 01220016700 号 (都道府県・政令市 千葉県)

許可区分 (中間処理) ・ 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他(石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他))

②それぞれ実線で結ぶ。

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。  
 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。  
 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。  
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。  
 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。  
 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により、丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。  
 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。  
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

